

占用許可条件

1 工事着手前

- (1) 工事着手に際しては、奈良土木事務所長（以下「所長」という）に別紙工事着手届出書を着手前の写真を添付し提出するとともに、細部の指示を受け、竣工の時は、工事竣工（完了）届書を提出し、その検査を受けること。
- (2) 工事着手の際は、所轄警察署長に届出て道路使用の了承を受け、その指示に従うこと。
- (3) 工事着手前には、付近住民に充分説明し、同意を得ること。

2 工事中

- (1) 交通に支障のないよう注意し、歩行者についても通行と安全を確保して、工事箇所前後には専従警備員を配置するとともに、所長ならび所轄警察署長の指示する標識防護柵及び赤色灯などを完備し事故防止に務めること。
- (2) 工事時間は別添所轄警察署長との「道路占用等に関する協議について」の条件に基づき施工すること。

3 その他

- (1) 工事の施工により道路工作物及びその附属物等を破損したときは、申請者の負担において原形に復旧すること。
- (2) 本工事及び占用に起因して第三者と紛争が生じたときは、申請者において一切の責任を負って解決すること。
- (3) 工事に際しては、工事期間を厳守し監督者を立会させ、事故の防止に努めること。
- (4) 許可（承認）書の内容を変更しようとするときは、理由を付して所長の許可（承認）を受けらること。
- (5) 道路管理上支障を生じた場合は、直ちに占用者の負担において撤去し原形に復旧すること。
- (6) 占用物件設置後においても工事に起因する道路の損傷、災害等が生じた場合は、所長の指示するとおり占用者の負担において原型に復旧すること。
- (7) 道路占用者は、道路法、道路法施行令、各物件の管理等について定めた法令その他の関係法令や条例、ガイドラインその他の関係規程を遵守すること。
- (8) 道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。
- (9) 占用物件の異状により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異状の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を奈良土木事務所に報告すること。
- (10) 占用物件に占用者が判別できるよう明示すること。
- (11) 許可期間中に「道路占用料に関する条例」が改訂された場合、新料金を適用する。
- (12) その他については、「入札占用指針」に拠るものであること。